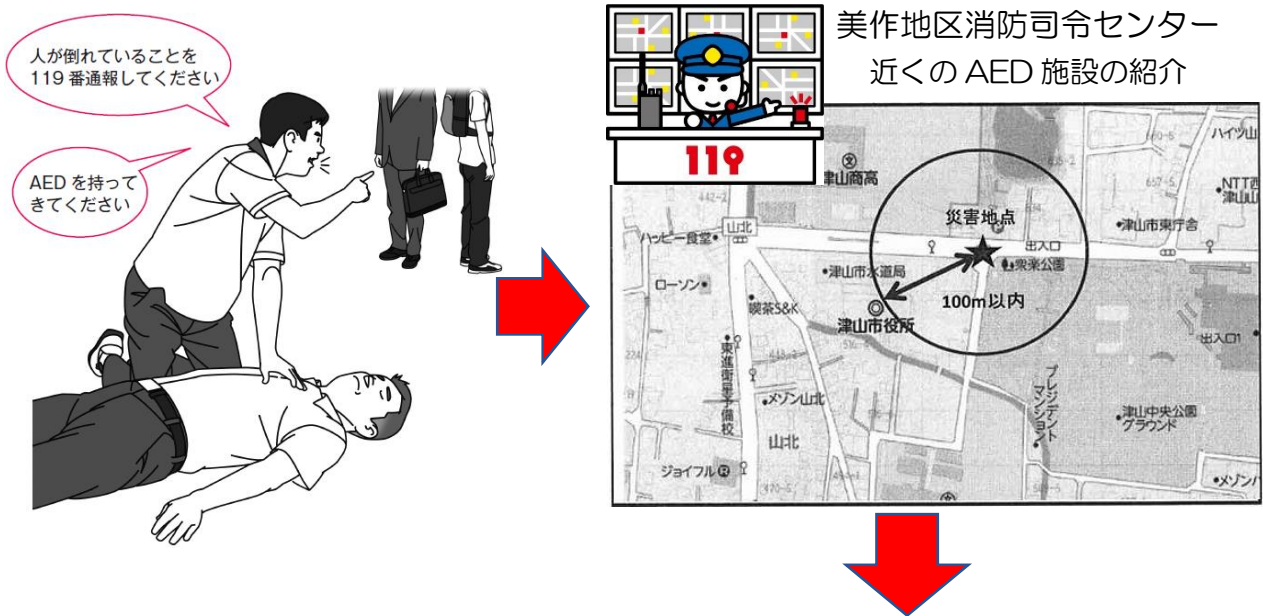


まちかど救急ステーション制度

★まちかど救急ステーションの流れ



AED を取りに行き、AED を活用した心肺蘇生を実施する

救命率向上

★登録手順

- 1 津山圏域消防組合管内の AED 設置公共施設に協力依頼
- 2 AED 設置公共施設が同意
- 3 美作地区消防指令センター指令台に AED 設置施設のデータを登録
- 4 救急要請（119番通報）時、災害地点の周囲約 100m 以内の AED 設置施設を紹介

まちかど救急ステーション制度Q & A

Q1 AEDのみの提供でよいのですか

A 提供していただくのは、AED本体のみです。

ただし、感染を防止用の使い捨てビニール手袋や人工呼吸用マスクがあると、より積極的な活動が期待できますので、用意して頂ければと思います。

Q2 「まちかど救急ステーション」となることでメリットはありますか

A 目に見えるメリットはありませんが、施設を訪れた人が安心でき、地域貢献など施設のイメージアップにつながると思います。

Q3 提供するAEDのメンテナンスは必要ですか

A 日常の点検が必要です。日頃からバッテリー残量を確認するなど簡単な点検をする必要があります。また、バッテリーとパッド※には寿命や使用期限がありますので、交換が必要となります（業者に相談してください）。

※ 傷病者の体に貼り電気を流すもの。

Q4 貸し出したAEDが故障、破損したらどうなりますか

A 本制度の趣旨を理解いただき、各事業所で修理等の対応をして頂きます。

Q5 AEDを提供する場合、どのように対応すればいいのですか

A 美作地区消防指令センターの職員が電話連絡をしますので、AEDの貸し出しを申し出た方に手渡して下さい。その際、救急法等の講習を受講している方がいれば、現場に出向き応急処置のご協力をお願いします。